

「伝統的な家族観」への批判的検討と
新しい社会の構想

T.0

目次

はじめに

1. LGBT 理解増進法と「伝統的な家族」
 1. 1 LGBT 理解増進法
 1. 1. 1 法の概要
 1. 1. 2 成立までの流れ
 1. 1. 3 修正の動きと問題点
 1. 2 性的マイノリティと「伝統的な家族」
 1. 2. 1 「伝統的な家族」とは
 1. 2. 2 「伝統的な家族観」と性的マイノリティ差別
2. 「伝統的な家族観」と日本型雇用
 2. 1 家父長制と女性差別
 2. 2 日本型雇用と女性差別
3. 「伝統的な家族観」を主張する背景
 3. 1 「伝統的な家族」を維持したい背景
 3. 1. 1 「日本型福祉社会」の維持
 3. 1. 2 少子化対策
 3. 2 批判的検討
 3. 2. 1 「日本型福祉型社会」と現代日本の問題解決
 3. 2. 2 あるべき少子化対策とは何か
4. 真に変わるべきは「伝統的な家族観」なのか
 4. 1 「伝統的な家族」を本当に維持したいのか
 4. 2 我々がすべき行動
 4. 3 政治が変われば良いのか
5. 我々が目指すべき社会
 5. 1 シングル単位の社会へ
 5. 1. 1 シングル単位の社会保障
 5. 1. 2 所属ではなく接続するコミュニティへ
 5. 1. 3 あるべき社会の構想
 5. 2 我々のすべきこと

おわりに

参考・引用文献

はじめに

私がこのテーマを選んだ背景は、3年生の際に取り組んだ自由研究の結論として、「日本における差別解決において差別禁止法の制定が有効な手段になる」という結論にある。3年次にこのような結論を導き出したわけであるが、社会に目を向けると差別禁止法の成立には程遠い状況があるように思える。例えば、2023年6月に成立したLGBT理解増進法案の成立過程において「差別は許されない」という表現から「不当な差別は許されない」という表現に見直す動きがあった。このように保守派議員らの反発の動きがありつつも法案は成立した。しかし、当事者や支援団体からは差別をする側に配慮した法律であるという声が拳がっている。また、以前にも岸田首相が同性婚の制度導入に対して「全ての国民にとっても家族観や価値観やそして社会が変わってしまう」という発言があった。差別を禁止する文言を避ける動きや、岸田首相の発言の背景にある社会構造とは何かを考えることは、差別禁止法成立を阻む壁を突き止めることにつながるだろう。私はこの壁が「伝統的な家族観」であると考えている。そこで今回は、第1章でLGBT理解増進法の成立過程と「伝統的な家族観」の結びつきを指摘し、その価値観は法律にかかわらず性的マイノリティへの差別問題一般へも影響があることを示す。第2章では、「伝統的な家族観」と女性差別の結びつきを指摘し、家父長制や日本型雇用が女性差別をいかに生み出し、差別の構造を温存しているかを指摘する。第3章では、「伝統的な家族観」を維持しようとする主張として少子化対策と日本型福祉社会という二つを取り上げ、その主張に批判を加える。第4章では、ここまで見てきた「伝統的な家族観」は真に闘うべき対象ではなく、差別を維持する手段として用いられていることを指摘、どのように社会を変えていくかについて論じていく。第5章では、伊田や荒川のシングル単位論やコミュニティ論をもとに、「伝統的な家族観」を盾に作り出されている差別構造に対してどのように対抗していくかを論じる。

1. LGBT理解増進法と「伝統的な家族」

第1章では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下、LGBT理解増進法）の内容や成立過程を手がかりに、LGBTをはじめとする性的マイノリティに対する差別と「伝統的な家族観」の結びつきを確認していく。

1. 1 LGBT理解増進法

1. 1. 1 法の概要

ここでは、LGBT理解増進法の概要を確認する。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」で、2023年6月16

日に参議院の賛成多数で可決・成立し、同月 23 日に交付され即日施行された。この法律の目的は、同法律の第一条において以下のように定められている。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています（内閣府 2023）。

法文では目的以外にも、基本理念や国や地方公共団体、事業主、学校などの役割、留意事項などが定められている。また、この法律は理念法になっており、国や自治体、企業や学校などに性的マイノリティーに対する理解増進や環境整備などの役割が定められているが努力義務となっており罰則規定はない。

目的に「多様性に寛容な社会の実現」を掲げていることから LGBT に対する現状を改善する法律のように思える。しかし、LGBT 理解増進法に対して全国の当事者・支援者から非難の声が挙がっている。全国の当事者・支援者らの団体でつくる「一般社団法人 LGBT 法連合会」代表理事の時枝穂氏は、「そもそも求めてきたのは『差別禁止法』の制定だ。今回の法律は、困難や生きづらさを抱えている当事者の声に寄り添っているとは言えない。むしろ差別する側、困難を与える側の方を向いて配慮している」と批判している¹。なぜこうした批判が生じているのか。次項以降、法律の成立まで過程確認して批判が生じた理由を確認する。

1. 1. 2 成立までの流れ

第 2 項では、立法経緯を確認する。先ほど確認した通り LGBT 理解増進法は 2023 年 6 月に成立し施行された。しかし、2021 年に成立まであと一歩のところまで迫ったことがある。東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えた 2021 年、性的指向を含むあらゆる差別を否定する五輪憲章を踏まえ大会前の成立が目されていた。このような中、2021 年 5 月には超党派の国会議員連盟で「LGBT 理解増進法案」が合意され、法整備の機運が高まった。性的指向を含むあらゆる差別を否定する五輪憲章を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック前の成立が目されていたのだ。しかし、「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されない」という表現に対して自民党の保守系議員から「差別の内容が曖昧すぎる」「許されないと明記すれば訴訟が乱発されかねない」「行き過ぎた差別禁止運動につながる」など自民党内の議論で批判が続出し国会提出が見送られた²。

¹ 「LGBT 理解増進法」施行 当事者・支援団体からは内容に批判も 企業への影響は（最終更新 2023.08.19）<https://www.asahi.com/sdgs/article/14939487>（2023 年 12 月 10 日最終閲覧）

² 「LGBT 法案、対象狭める方向で調整『差別は許されない』→『不当な差別は許されな

それから2年経った2023年、広島でのG7サミット開催を前に再び法案提出に動きが高まった。5月のG7サミット開催を控え、G7の中で唯一、同性カップルに対して国として法的な権利を与えず、LGBTQに関する差別禁止規定を持たない議長国日本の対応が注目されていたのだ。そんな中、2月には荒井勝喜首相秘書官（当時）の「(性的少数者が)隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」という差別発言が問題になった。加えて岸田文雄首相が同性婚の法制化で「社会が変わってしまう」という国会答弁に対しても、世界中から批判や反発が起きた³。批判や反発を受けた岸田首相は、サミット前に議長国としての体面を保とうと法案提出を急いだ。その結果、サミット前に与党の与党修正案⁴のみが提出され成立することなくサミットが開催された。その後、与党修正案のほかに立憲民主党と共産党、社民党は、超党派LGBT議連での「超党派合意案」を提出⁵、維新国民は与党修正案をさらに後退させた案を提出する事態となり、結果としてLGBT理解増進法案をめぐる超党派合意案（立憲・共産・社民）、与党修正案、維新国民独自案（維国案）の3案が提出される異例の事態となった。

この3つの案が出された状態で理解増進法案の審議入りを翌日に迎えた8日午後、自民党の萩生田光一政調会長は与党案への反対を示す日本維新の会の馬場伸幸代表に対し協力を求めた。その結果翌9日の朝には、与党案にほぼ維新・国民による独自案を「丸のみ」する形で修正が合意した。その後十分な議論が行われることなく衆議院内閣委員会で「再修正案」が審議され、賛成多数で可決された。自民党執行部が維国案を丸のみした理由として、維国案の方が保守派議員の理解を得やすい内容だったことから、保守派への配慮だった可能性が指摘されている⁶。このようにして、保守派議員らに配慮し修正した結果、2021年成立の超党派合意案を踏襲した立憲民主・共産・社民党は置き去りになり、「性的マイノリティの権利を保護する」という法律成立の本来の目的が霞んだものが成立してしまったのだ。

次の項では、2021年や2023年に起きた修正の動きを見ていく。その中で、「保守派」への配慮とは一体何への配慮なのかを明らかにしたい。

い』に 自民・保守派の異論で理念後退」2023年4月26日 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/246260>（2023年11月29日最終閲覧）

³ 4月エマニュエル駐日米大使が、日本の取り組みを「米国の大使として、個人として気にしている」と発言した。

⁴ 2021年に成立した超党派合意案を自民党保守派議員に配慮して修正したもの。具体的には、「差別は許されない」という表現を「不当な差別はあってはならない」に改めたり、「性自認」の文言を「性同一性」に変えるなどした。

⁵ 超党派合意案とは、自民、公明党を含む7党の超党派議員連盟が2021年に合意した法案のこと。

⁶ 「本来の目的『LGBTQ権利保護』がかすんだ…維新・国民案を丸のみにした背景は」2023年6月10日、<https://www.tokyo-np.co.jp/article/255814>（2023年11月29日最終閲覧）

1. 1. 3 修正の動きと問題点

ここまで確認してきたように、法律の成立が目前だった 2021 年と法律が成立した 2023 年、どちらの年も「保守派議員」への配慮が修正の動きの背景にあった。保守派議員らの反発を受けないような修正が行われ、法案が可決された結果、当事者や運動団体からは批判が巻き起こっている。ここでは、具体的にどのような修正が行われたのかを確認し、修正の背景に保守派への配慮、具体的には「伝統的な家族観」に対する配慮があるということを示していきたい。

はじめに 2021 年の修正の動きから確認する。第 2 項で述べた通り、2021 年に LGBT 理解増進法案は国会の超党派で合意されたものの、法案の「差別は許されない」という文言をめぐる議論が巻き起こった、具体的には、築和生衆院議員の、LGBT は「種の保存に背く」という発言や、山谷えり子参院議員がトランスジェンダーの競技参加に対して「体は男でも自分は女だから女子トイレに入れろとか、女子陸上競技に参加してメダルを取るとか、ばかげたことはいろいろ起きている」と発言が挙げられる。富山大学教養教育院非常勤講師の齊藤正美によれば、「こうした発言が報道されたことから、安倍元首相をトップに自民党保守派は、自分たちが逆に『差別』する側に回ってしまうという危機感から法案に強く反対し、提出が見送りになった。」と指摘している（LGBT 法連合会：138）。

どうしてここまでして差別的な発言をし続けるのだろうか。大妻女子大学准教授の田中俊之は次のように指摘する。「彼らの発言の根底には『家族崩壊＝国家の危機』という大前提があります。その家族像とは異性愛主義を前提としたもので、人は結婚して子をなし同じ姓を名乗るべき、それが家族であるという考え方に基づいています。そうでなければ家族も日本の伝統も崩壊してしまい、国家が危機に陥るというわけです⁷」。また、田中は同じような考え方を持つ人が一定数おり、LGBT 理解増進法に反対するメンバーと選択的夫婦別姓に反対するメンバーがほぼ同じだと指摘する。確かに、2021 年の超党派合意案が同党内で了承されなかった自民党は、2022 年の参議院選挙の公約において、各党⁸が選択的夫婦別姓制度推進で足並みを揃える一方で、唯一公約に盛り込んでいない政党である⁹。

次に、2023 年に起きた LGBT 理解増進法の修正の動きを確認する。第 2 項では、自民党執行部が維国案を丸のみした理由として、与党修正案よりも維国案の方が保守派議員の理解を得やすい内容だったと指摘した。そこで、ここでは保守派への配慮を経て成立した自公維国再修正案と超党派合意案を比較し、その修正の背景にはどのような配慮があったのかを考えていく。法律が成立するまでに修正された点はいくつかあるが¹⁰、今回は「差

⁷ 『「LGBT 法見送り」頑なに抵抗する人たちが知りたいくない”不都合な真実” 差別発言の背景に根拠のない妄想』2021 年 7 月 13 日 プレジデントオンライン
<https://president.jp/articles/-/47533>（2023 年 12 月 7 日最終閲覧）

⁸ 立憲民主党、公明党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党、NHK 党の 7 党

⁹ 「各党の公約『ジェンダー・多様性』」2022 年 6 月 16 日
<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/sangiin/pledge/policy/08/>（2023 年 11 月 29 日最終閲覧）

¹⁰ 表 1 を参照

別は許されない」(超党派合意案)から「不当な差別はあってはならない」(与党案・維新案・4党合意案)という修正と、留意条項の新設という2点について見ていきたい。

まず「差別は許されない」(超党派合意案)から「不当な差別はあってはならない」(与党修正案、維新・国民の独自案)という修正について考える。先ほど確認したように、「差別は許されない」という文言に対する反対の動きは2021年にも起きているが、2023年も「行き過ぎた差別禁止運動につながる」という反対の意見が上がり修正が行われた。ここで、1節で確認した通りLGBT理解増進法は理念法ということを出してほしい。つまり理念法に記された「差別は許されない」という文言は差別禁止規定にはなり得ないのだ。奈良女子大学名誉教授の三成美保もこの修正に関して、「理念法であるLGBT理解増進法で『差別は許されない』と『不当な差別はあってはならない』のいずれの文言を使おうとも、訴訟の根拠にならない。その意味では、法的効果に違いはないと言える。」と指摘している。そして、「法的効果に影響がないにもかかわらず文言修正にこだわるのはある種のイデオロギーを反映しているからと推測せざるをえない。」としている¹¹。三成が指摘する「イデオロギー」とは何か。私はこのイデオロギーこそ「伝統的な家族観」だと考える。

次に留意条項の新設について考える。留意条項とは具体的に、議論の土壇場で新設された「全ての国民の安心に留意する」「そのための指針を定める」条文のことだ。留意条項新設の理由は、LGBT理解増進法ができることによって、「男性が、自らを女性だと“自称”さえすれば女性用トイレや更衣室に入れるようになってしまう」「女性用トイレがなくなってしまう」といった“懸念”の声を払拭するためだという。そもそも、法律の成立は差別や偏見が根強い現状の社会の状況を改善するために、まずは「性のあり方は多様だ」という理解を広げましょう」という目的でなされたはずだ。それにもかかわらず、多数派が不安に感じないよう留意する指針を作るとするのは、差別する側の自由を守ることであり、差別を温存するための規定であるとしか言いようがないだろう。実際、自民党LGBT特命委員会の初代委員長である古屋圭司議員は、自身のブログで、この法案について「この法案はむしろ自治体による行き過ぎた条例を制限する抑止力が働くこと等強調したい」と明言し¹²、同じく自民党の西田昌司議員は「国が指針を示すことで、地方や民間団体が過激な方向に走らないよう歯止めをかける。そのための道具としてLGBT法案が必要」と言い切っている¹³。加えて、西田議員は同じ動画内でLGBT問題は既成の家族、地域といった伝統的な価値観を粉砕しようとしているとも批判している。

このように、LGBT理解増進法の不成立や内容の後退には「伝統的な家族観」を守りた

¹¹ 三成美保「LGBT理解増進法案の問題点」wan, <https://wan.or.jp/article/show/10665wan> (最終閲覧11月15日)

¹² 古屋圭司通信,2023年5月16日, <http://www.furuya-keiji.jp/blog/archives/20290.html> (2023年12月2日最終閲覧)

¹³ 「LGBT更迭騒動の背景が分かった！運動団体と密接な毎日新聞のオフレコ破り！マッチポンプに踊らされるな！(西田昌司ビデオレター 令和5年2月8日)」 2023年2月8日 <https://youtu.be/nLm7PNT2Qb8?si=3QD5oIDib2tVQyEO> (2023年12月1日最終閲覧)

いという思想があるといえるだろう。

1. 2 性的マイノリティと伝統的な家族

第 1 節において、「伝統的な家族観」が LGBT 理解増進法の内容を後退させた動きの背景にあると指摘した。ここでは、「伝統的な家族観」が影響を与えている範囲を少し広げ、性的マイノリティに対する差別との関連について考えていく。

1. 2. 1 伝統的な家族とは

「伝統的な家族観」と性的マイノリティの結びつきを論じる前に、第 1 節で出てきた「伝統的な家族」とは何かについて述べていく。本論文では「異性が法律婚をして子を受け、労働能力・家督能力によって家庭の生計を維持する責任のある父、物質的・精神的に児童を世話する責任のある母、というような性別役割分業を前提とし互いに助け合う家族」と定義する。この定義は、自民党によって提出された日本国憲法改正草案で新設された第 24 条「家族、婚姻等に関する基本原則」に記載の「家族は、社会の自然かつ基本的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」という表現や、堀が指摘する「労働能力・家督能力によって家庭の生計を維持する責任のある父、物質的・精神的に児童を世話する責任のある母、というような性別役割分業を前提とした家族」という表現を参考にした。

では、こうした家族は現在の日本にどのくらい存在しているのだろうか。令和 2 年の国勢調査によれば、「単独世帯」（世帯人員が 1 人の世帯）は 2115 万 1 千世帯（一般世帯の 38.1%）、「夫婦と子供から成る世帯」は 1394 万 9 千世帯（25.1%）、「夫婦のみの世帯」は 1115 万 9 千世帯（20.1%）、「ひとり親と子供から成る世帯」は 500 万 3 千世帯（9.0%）、「その他の世帯」は 428 万 3 千世帯（7.7%）となっている。2015 年と比べると、「単独世帯」は 14.8% 増となっており、一般世帯に占める「単独世帯」の割合は 34.6% から 38.1% に上昇している。また、「ひとり親と子供から成る世帯」も 5.4% 増となっており、こちらも一般世帯に占める割合は 8.9% から 9.0% に上昇している¹⁴。

このようにみると、現代の日本における家族の中で「伝統的な家族」の形に近いといえる「夫婦と子供から成る世帯」は全体の 25.1% であり、「その他の世帯」を合わせたとしても全体比 32.8% となっている。これらのことから、今の社会では伝統的な家族は社会の中でマジョリティではないとわかるだろう。

では、先ほど定義したような「伝統的な家族」の形態が広く社会の主流になったことはあるのだろうか。「伝統的」という言葉がついているため、日本において昔から存在している伝統的な家族の形だと考える人も多いかもしれないが、実際そうしたことを示す歴史的な根拠はない（早川：13）。第 2 章で詳しく述べるが、「伝統的」と謳われる家族は明治期に日本政府によって意図的に作り出されたものである。

¹⁴ 総務省統計局「令和 2 年国勢調査 人工島基本集計結果 結果の概要」35 ページ

1. 2. 2 「伝統的な家族観」と性的マイノリティ差別

第2節では「伝統的な家族観」と性的マイノリティ差別の関係について述べる。ここでは、2022年7月の安倍晋三元首相銃撃事件後、取り上げられることが増えた「旧統一教会¹⁵」を「伝統的な家族観」を重視し性的マイノリティの権利保障を阻止する組織として取り上げる。この検討を通して、「伝統的な家族観」が性的マイノリティ差別にどのような影響を及ぼしているのかを考えていく。

まず「旧統一教会」の思想について教団サイトや元幹部の発言から確認していく。サイトには「神様の理想を具現化する場として結婚と家庭を最も重要視している」¹⁶という記述や「家庭とは（男と女による）一夫一婦制に基づき、結婚し、子供を産み育てる場」という記述が見られる。また、斉藤による教団元幹部への聞き取りによれば「神が想像した家族の形は、男と女であり、（同性同士が築く）子孫が残らない家族の形というのは神の意思にも反している」と語っていたという（斉藤：135）。「旧統一教会」の家庭に対する考えをまとめると次のようになる。家庭とは男女が結婚し子供を産み育てる場であり、これこそが神の理想である。反対に、子孫が「残らない」同性同士の家族の形は神の意思に反するものである。「旧統一教会」はこうした考えを理由に性的マイノリティの権利保障に反対しているのだ。

次に、渋谷区の同性パートナーシップ制度を導入した際の統一教会の動きを見てみよう。東京都渋谷区は、2015年3月に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例¹⁷」の中に、任意後見契約や合意契約などの公正証書を提出した同性カップルに対して、区がその関係性を証明する証明書を発行することを盛り込んだ。この条例が施行されれば全国で初めて同性パートナーシップが導入されることとなった。この時、統一教会は条例に対して反対運動を行っている¹⁸。反対運動を行った理由について、斉藤は家庭連合の鴨野守広報局長らに話を聞いた時として以下のように記している。「鴨野らは、渋谷区は教団の本部がある『地元だから』反対したと真っ先に言った。信者らがチラシを作り、配布するなど鴨野らは大々的に反対運動を展開した。反対の理由は、『同性愛・両性愛行為は聖書に背く』ということ、家族制度を守るためには同性愛は認められないなどであった。」（斉藤：137）。つまり、家族制度を守るために、同性愛・両性愛行為を保護するパートナーシップ制度の導入に反対したということだ。このことから、性的マイノリティの権利保護を阻止する動き、つまり差別を温存しようとする動きの背景には「家族制度」の維持が関

¹⁵ 「世界平和統一家庭連合」のこと。2015年に「世界基督教統一神霊協会」から名称変更をしたため、2015年以前を「統一教会」、以降を「旧統一教会」とも呼ぶ。本稿では以後「旧統一教会」とする。

¹⁶ 「家庭連合とは」世界平和統一家庭連合 <https://ffwpu.jp/about> (2023年12月8日最終閲覧)

¹⁷ 「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」2015年3月31日 <https://krg114.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView> (2023年12月20日最終閲覧)

¹⁸ 統一教会の他にも「頑張れ日本！全国行動委員会」など他の団体も反対の運動を行っていた

係していると言えるだろう。また、三成によれば家族主義¹⁹を支えるセクシュアリティ観の一つとして「LGBT 権利保障は自助単位として完結すべき『あるべき家族』の崩壊を招くと考えている。」と指摘する(28)。つまり、「あるべき家族」を重要視している人にとって、新たな家族や生き方を作り出す性的マイノリティは危険な存在であり、性的マイノリティの権利獲得に向けた運動に対して否定的な態度をとってしまうのだ。

2. 「伝統的な家族観」と日本型雇用

第1章では、「伝統的な家族観」と性的マイノリティの差別が関わっていることを指摘してきた。だがこれは性的マイノリティの人々だけの問題なのだろうか。第2章では「伝統的な家族観」と女性差別の結びつきについて考える。具体的には、「伝統的な家族観」が影響している制度として「家父長制」と「日本型雇用」の2つを取り上げ、性的マイノリティ差別にとどまらず女性差別にも影響していることを示したい。

2. 1 家父長制と女性差別

第1項では、家父長制と女性差別の関係について述べる。家父長制の定義について本論文では中村敏子の定義を借りて「男性が権力を持ってさまざまなことについて決定し、それに女性が従うという体制」と定義する(中村：175)。

では家父長制とはどのようなものか、その成立過程を確認する。1953年に開国した日本は不平等条約の改正と富国強兵の二つを命題としていたため、急ピッチで近代化が急がれ欧米式の法制度の整備に追われた。こうした国内法の整備の中で、大日本帝国憲法や刑法、民法が制定された。

政府は西洋を真似て法により国民を統制しようとしていた。その際、家族に対しても法によって統制することで国家の基盤を作ることを目指し、明治政府は一貫して家父長制的家族を作る政策をとっていた。しかし、中村はこの時の「家父長制」には、男性が父として権力を持つ「父権的家父長制」と、男性である夫が権力を持つ「夫権的家父長制」という2つの異なる流れが存在していたと指摘する(中村：114)。表現を変えると、「父権的家父長制」は「家」の中で父が「戸主」として権力を持つことを指し、「夫権的家父長制」は「夫婦」間において夫である男性が権力を持つことを指す。この2つの流れが混在したことには明治政府による政策作りが関係しているため、「家父長制」の導入の流れを法律の制定と関連づけて確認していく。

まず、「父権的家父長制」導入の動きは1871年の「戸籍法」に見られる。戸籍制度は国民を管理する目的で設置したものであるが、江戸時代にも戸籍と似たものとして宗門人別改帳が存在していた。しかし、宗門人別改帳と戸籍には違いがある。例えば、宗門人別改

¹⁹ 親子の絆や家族の意義を強調するもの。ここで想定されている家族は、戦後戸籍法の記載単位とされた「夫婦と子」からなる核家族

帳では「家」を代表する当主を重要視していた一方で、明治政府が編成した「戸籍」では、人々を記載する際に父親とのつながりが重要視されており、必ず前の「戸主」の父の名前をはじめに明示することになっていた。他にも、隠居した親の扱いについても、宗門人別改帳では家のメンバーの最後に書いていたのに対して、明治の戸籍では「戸主」の次に隠居した親を記載し「戸主」の配偶者より前に書かれるようになっていた。このように明治政府は「戸籍」を通して男性が「父」として家を繋いでいく〈父権的家父長制〉を導入しようとしていた。

続いて「夫権的家父長制」を導入する動きは民法に見られる。ここで再度確認するが、「夫権的家父長制」における夫が「男性である」という「生物的属性」を根拠として権力を持つとする考えは西洋によるものであり²⁰、それまでの日本に馴染みのない考え方であった。そのような考えが日本に導入されたのは、民法の制定を急ぐために政府が西洋の法律をまねるという方針をとり、フランスから来たボアソナードの助言のもとで制定作業を進めたからであった。実際、1890年には西洋法の影響を受けて進歩的、個人主義的と批判された「旧民法」ができあがった。ひとりの女性とひとりの男性が結婚することで関係を始めるという「個人」を中心とした結婚観に立っている旧民法は、「家」を基盤とした結婚を考える日本人に馴染みにくい内容で日本の状態に合わないという批判が起き思考が延期された。この「民法典論争」により明治民法は「旧民法」と比較して「父権的家父長制」的な性質が薄まったものの、結果として男系・父系主義の中に西洋由来の夫権主義が混ざったものが出来上がったのだ。

中村は「社会全体の大きな構造として女性差別が作り出されていくことと関係しているのは、西洋の法概念が導入されて家族関係が法により規定されるようになったこと、そして、その中で「男性」たる「戸主」の権利が法によって認められたこと」だと指摘している(中村:132)。このように国家によって家父長制的家族を作る過程で「戸籍法」や「民法」がつくられ、法律が社会に浸透する過程で女性は男性に従うという形が形成されていったのだ。

第二次世界大戦後、ここまでみてきたような法律によって形成された「家制度」は消滅した。加えて、日本国憲法の中では「両性の平等」も定められている。しかし、中村も指摘するように「変化したのは、国家の政治的権利における平等の達成だけであり、企業と家族を合わせて〈大きな『家』〉を構成する男性と女性の『性別分業』の構造は維持されているのだ(中村:167)。次の節では、戦後においてもなお『性別分業』が色濃く反映されている構造として日本型雇用について見ていく。

2. 2 日本型雇用と女性差別

第2項では日本型雇用と女性差別の関係について述べる。日本型雇用とは工業化に伴い成立し、日本においては1960年代の高度経済成長期において拡大したもので、「企業内組合」、「年功序列型の賃金」、「終身雇用」という3つを核とし、企業内教育によって労働者

²⁰代表的なものとしてフランスのナポレオン法典が挙げられる。ナポレオン法典の第213条に「夫は妻を保護し、妻は夫に従わなければならない」と書かれている。

の育成を行う一方で、長時間労働や転勤などを求められる傾向が高いとされている。伊田が日本型雇用について「家族単位で考えている制度で、男性を会社人間にする一方、女性を中核ルートから排除し、女性を二流の労働者（パート、補助職、一般職）とする制度」と指摘するように（伊田α：13）、この労働システムでは夫である男性が長時間労働を行い、妻である女性が家庭内の責任を負うという性別役割分業が生じやすい。

ここで、1985年に男女雇用機会均等法の成立をもって男女平等な雇用機会が保障されたのではと疑問を持つ人がいるかもしれない。確かに、法律の整備によって男女平等は一定の前進を果たした面はある。例えば、厚生労働省が発表した2022年度「雇用均等基本調査」によると、管理職に占める女性の割合は12.7%で、2021年度の調査から0.4ポイントと僅かであるが上昇した。調査を始めた平成21年以来、全体として増加率は緩やかなものの増加傾向にあり最も高くなっていた。しかし、国際的に見ると依然として低く、女性管理職の割合は国際的に見ればG7では最下位で低い水準となっている²¹。

では、法律が整備されているにも関わらず男性と女性との間に差が生じているのだろうか。私は日本型雇用のシステムが差別構造を前提としていることと、家族の形がある程度誘導されてしまう税制度により女性差別が温存され続けていると考える。

まず、日本型雇用には内在する差別構造についてだが、日本型雇用は定着性の高い内部労働市場と流動性は高いが未熟練低賃金の外部労働市場から構成されるという認識のもと成り立っている。この構造を可能にする背景にあるのは、「現在の低賃金層の主力をなす女子パートタイマー、高齢者、定職につかない若年層の3つのグループは、それぞれ夫の所得、年金、親の所得という核になる所得を持っており、大部分は働かなくとも生活に困らない」という考えであった（小熊：531）。このように既婚女性は日本型雇用システムの中では夫の所得があるとされ、日本型雇用システムの特徴である「長期雇用」や「年功による昇進や昇給」などというコストのかかる構造を支える労働力とされていたのだ。こうした構造に加えて、1980年代に配偶者特別控除などの世帯単位の社会保障が拡充されたことにより女性の働き方はますます家計補助的な働き方に繋がり、家庭内の家父長制を温存した。このような女性の補助的な働き方は、男性の収入が世帯を支えられる範囲で可能とされていたが、1990年ごろから男性一人の収入では難しくなる家庭が増え、共働きが増えた。こうした共働きが賃労働による妻の家計への（目に見える）貢献は夫と妻の勢力関係に影響し家父長制を一定程度後退させると思うかもしれない。しかし、現状は日本の夫婦の家事時間の差を見て分かるように、女性は賃労働者として資本制のもとで搾取されるのと同時に家事労働者として家父長制のもとで搾取され、結果として家の内外で二重役割を背負い込むこととなってしまった（上野：276）。つまり女性の家庭内の責任は押し付けられたままだったのだ。

以上のように、日本型雇用システムのもとで女性は外で働く夫を支えつつ、補助的な労働もするというように二重の役割を押し付けられている。こうした働き方は、性別役割分業の構造を維持し女性への差別・搾取の構造を強化し続けている。

²¹ 「企業の女性管理職の割合 12.7% 厚労省『国際的には低い水準』（2023年7月31日更新）、NEWS WEB, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230731/k10014148061000.html> (2023年12月20日最終閲覧)

3. 「伝統的な家族観」を主張する背景と批判的検討

3. 1 「伝統的な家族」を維持したい理由

1 章と 2 章において、「伝統的な家族観」と性的マイノリティや女性に対する差別の関連を確認した。第 3 章では、視点を変え「伝統的な家族観」を維持したい立場の主張を見ていこう。今回は「日本型福祉社会」の維持と少子化対策という 2 点について考える。

3. 1. 1 「日本型福祉社会」の維持

第 1 節では「日本型福祉社会」の維持という主張について見ていくが、その前に「日本型福祉社会」とは何かについて確認する。堀勝洋によれば、日本型福祉社会の特徴は以下の通りである（堀:38-40）。

- ①欧米型福祉国家の否定
- ②自助努力の重視
- ③家庭による福祉の重視
- ④地域社会における相互扶助の重視
- ⑤企業福祉の重視
- ⑥民間の活力及び市場システムの重視
- ⑦社会保障施策は自助努力や家庭福祉等が機能しない場合の補完

このように、日本型福祉社会において福祉国家は否定され、基本的に自助や共助を重視し社会保障の優先度が低く設定されている。では、こうした「日本型福祉社会」はいつ、どのように構築されたのだろうか。東京大学大学院教授の本田由紀は、1980 年代にかけて政府が「日本型福祉社会」を強力に推し進めた流れについて次のように指摘する。「経済成長率の低下による税収減と財政の赤字化を背景として、社会福祉支出を抑制したい政府は、家族が福祉機能を担うことを日本の美風として称揚し、実質的なケア役割を家族内の女性に押し付けるという姿勢を明確に示すようになった」²²。こうした背景のもと動きが活発になったわけだが、大きなきっかけは 1979 年の大平正芳の大平内閣総理大臣施政方針演説にある。大平首相は 1 月の施政方針演説で、「文化の重視、人間性の回復をあらゆる施策の基本理念に据え、家族基盤の充実、田園都市構想の推進等を通じて、公正で品格のある日本型福祉社会の建設に力をいたす方針であります」と述べ、この演説を受けて、「日本型福祉社会の建設という目標は、政権党である自由民主党及び政府の正式な課題となり」（堀：38）、1980 年代は「家庭基盤の充実」に関する政策がいくつも行われた。具体的には、1984 年に所得税の配偶者控除の限度額が引き上げと同居老親の特別扶養控除が導入。85 年には、専業主婦の基礎年金第三号被保険者制度、贈与税の配偶者特別控除が導入。

²² 本田由紀 「日本における『家族主義』の経緯・現状・課題」（2023 年 3 月 3 日更新）東京保険医協会 <https://www.hokeni.org/docs/2023030300061/>（2024 年 1 月 29 日最終閲覧）

87年の所得税の配偶者特別控除導入、89年には配偶者特別控除の拡充がなされた。これらの制度については後ほど説明するが、こうして80年代に世帯単位の社会保障を拡充した（八木：2）結果、法律的に結婚している人だけを対象とした税制が次々と整備され優遇される構造が出来上がった。堀内京子は税制で家族のかたちが誘導されると指摘しているが（堀内：117-124）、80年代の税制は伝統的な家族のかたちへと誘導する制度だったと言えるだろう。

では、こうした「日本型福祉社会」的な構造は現在も維持されているのだろうか。ここでは、先ほど挙げた世帯単位の社会保障制度5つ（配偶者控除、配偶者特別控除、同居老親の特別扶養控除、基礎年金第三号被保険者制度、贈与税の配偶者特別控除）が現在も残っていることと、家族に対して福祉機能を期待する発言を取り上げ、現在「日本型福祉社会」が伝統的な家族を維持する理由なのかを考えていきたい。それでは配偶者控除から順に確認していく。

初めに配偶者控除とは年間所得が1000万円以下の納税者本人の配偶者である妻または夫に所得がない場合や、あってもパート・アルバイトの年間所得が48万円（年収が103万円）以下の場合に控除を受けることができるというものだ。そして、配偶者特別控除は、配偶者のパート・アルバイトの年間所得が48万円を超えた場合でも、年間所得が133万円以下であれば受けることのできる控除のことである（納税協会連合会：29）。このように、配偶者が収入を調整することで納税者が受けられる所得控除が増え、税負担を減らすことができる制度である。

次に、同居老親の特別扶養控除。これは親族が70歳以上であり、同居を常としている「同居老親等」に該当すると一般の扶養控除38万円に20万円加算され58万円が控除金額となる仕組みだ²³。同居を常としていない場合は（具体的には老人ホームに住んでいて、住民票も施設に移し生活も共にしていない場合）、一般の扶養控除38万円に「老人扶養控除」が10万円加算され、48万円が控除金額となる。つまり、常に一緒に日常生活を共にしている人ほど大きな控除を受けられる。

続いて基礎年金第三号被保険者制度について。そもそも、第三号被保険者とは会社員や公務員など国民年金の第二号被保険者（夫など）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満であり、かつ配偶者の年収の2分の1未満の方）のことを指す。第三号被保険者制度とは、第三号被保険者である期間は、保険料を自分で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映される制度である（日本年金機構）。

最後の贈与税の配偶者特別控除とは、夫婦の婚姻期間が20年以上であることなど、4つの条件を満たす配偶者からの贈与について、贈与税の配偶者控除を最高2000万円利用することができるものだ。1985年時点では控除額が最大1000万円だったため、当時に比べて制度は拡大している。

ここまで見てきたように、1980年代に拡充された世帯単位の社会保障は現在も維持され

²³ 「扶養控除とは？年収の壁や控除金額を分かりやすく解説！」 Money Forward 2023年12月6日更新 https://biz.moneyforward.com/tax_return/basic/529/ (2024年1月9日最終閲覧)

ており、一部問題²⁴があるものの法律婚をしている人の方が都合の良い税制と言えるだろう。それでは、「伝統的な家族」の形をとることを推進するような制度の背景には一体何があるのだろうか。ここでは2つの例を挙げて確認する。

1つ目は、菅内閣は2020年9月16日の閣議決定「内閣総理大臣談話」における発言だ。菅元総理は「内閣総理大臣談話」の中で「我々が目指す社会像は『自助・共助・公助・そして絆』です。その認識の下、地方の活性化、人口減少、少子高齢化をはじめ山積する課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信しています。そのため、行政の縦割りや前例主義を打破して、既得権益にとらわれず、規制の改革を全力で進める『国民のために働く内閣』をつくり、国民に期待に応えてまいります。』。そして同日の記者会見では「私が目指す社会像、それは、自助・共助・公助、そして絆であります。まずは自分でやってみる。そして家族、地域でお互いに助け合う。その上で政府がセーフティーネットでお守りする。(以下略)」と発言している。

2つ目は、自民党の日本国憲法改憲草案第二十四条だ。第二十四条では「日本型福祉社会」の特徴である「自助」を強調している。具体的にみると、改憲案の第二十四条には第1項「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」という「家庭保護条項」が創設された。斉藤・山口によれば、この項目が入ることにより社会の基本単位が個人から家族になり、家族の助け合いの義務を課すことを示しており、「日本型福祉社会」構想に基づいて「自助」を強調し、新自由主義も強く打ち出している(斉藤・山口:141)。

このように、今の社会においても国による公助よりも、自助や共助が重視され、福祉的な機能が家族に押し付けられている。つまり現在も「日本型福祉社会」を目指す動きがあり、その際に互いに支え合う役割を果たす「伝統的な家族」が重要視されているのだ。

3. 1. 2 少子化対策

次に、少子化対策について見ていく。初めに少子化の現状について簡単にまとめ、少子化対策と「伝統的な家族観」の関連についての主張をまとめていく。ここでは、伝統的な家族の生き方が少子化対策として推進されている例を用いて考えていく。

まず、少子化の現状についてだが、厚生労働省が発表した令和4年(2022)人口動態統計によると²⁵、出生数は77万747人で、前年の81万1622人より4万875人減少し、過去最小の出生数となっている。また、出生率(人口千対)も6.3と、前年の6.6より低下している。合計特殊出生率も1.26と前年の1.30より低下しており、こちらも2005年と並び過去最小の割合となっている。さらに驚きなのは少子化のスピード感である。藤波匠によると、出生数に関して2015年までは年率1%程度の減少率だったものが、2016年以降は加速して3.7%になっている(藤波:19)。このように、現在の日本は少子化に歯止めがかからない状態にある。

²⁴ 103万円の壁や130万円の壁などによって配偶者の働き方を制限してしまうことなど

²⁵ 「人口動態統計速報(令和5年8月分)」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2023/08.html>

(最終閲覧2023年12月19日)

次に、少子化と「伝統的な家族」の関係について例を挙げながら見ていこう。その一つの例として、三世代の同居など「伝統的な家族」の形の実現に向けた積極的な取り組みが挙げられる。住生活基本計画において「深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、(略)三世代同居・近居への支援を行う。」という記述があることから分かるように、この取り組みは政府の少子化対策の一環として行われていることは明らかである。他にも、三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置の創設が行われ、平成 28 年度の税制改正によって『希望出生率 1.8』の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる」とされた(内閣府:1)。この措置の有効性について「本措置の導入により、三世代同居を促進することは、結婚、妊娠、出産、育児に対する子育て層の不安や負担を軽減し、少子化対策につながる。とともに、子育て層を担い手とした親世代の介護が自助で行われることによる介護費の抑制などの高齢社会対策にもつながる余地がある。」とされている。また、相当性についても「三世代同居世帯に対しさらなる税制措置を行うことは、三世代同居の促進及び子育て支援の担い手として祖父母世代が機能することから、出生率の上昇については少子化対策に資する。また、同時に、副次的な効果として、同居による家庭内介護により祖父母世代の介護関連費を抑制し、社会保障費負担の軽減に資する。」とされている。

このように、少子化対策の一つとして伝統的な家族の形をとることが国によって推進されている。

3. 2 反論

第 1 節では「伝統的な家族観」を主張する意見を見てきたが、第 2 節ではそれらの意見に対してデータを示しながら反論していく。

3. 2. 1 「日本型福祉社会」と問題

第 3 章第 1 節で伝統的な家族を大事にする理由の一つとして「日本型福祉社会」の維持が挙げられると述べたが、ここでは「日本型福祉社会」が抱える問題を取り上げ、今の日本社会に適さないと主張する。その問題とは、「日本型福祉社会」は支え合う家族像を取り出し自助努力を強調することで国民に大きな負担をかける口実として使われていることだ(堀:42)。この点について京都大学名誉教授の伊藤文雄も以下のように述べている(伊藤:164-165)。

日本の家族をめぐる政策は、旧来の国家秩序の基盤としての家族の保護という視座がいまだに維持され、かつ、(国家が本来担うべき)福祉領域の多くを家族に依存し、国家の負担を家族に押し付ける形で展開してきた。日本の戦後の家族政策は、政府の福祉負担をできるだけ軽減させる(実際の家族へのサポートを回避しながら、ケア領域の責任を家族=女性に押し付ける仕組み)ために実行されてきた一方で、秩序形成の場としての精神論的家族イデオロギー(「家族は助け合うべき」はその典型だろう)だけが強調されてきたのである。

堀や伊藤の指摘にあるように、「日本型福祉社会」では政府の福祉負担を家族（≒女性）に押し付けると共に、その構造を強固にする精神論的家族イデオロギーを強調し続けている。では、こうした福祉体制は今の日本においてうまく機能しているのだろうか。大沢真里の指摘を用いて考えてみよう。大沢によれば、カップル世帯（片働き）はもちろん、それ以外の世帯もこの仕組みによって不利益を被っているとし、所得再分配による貧困削減効果がマイナスになっていると指摘する（大沢：153）。貧困削減効果とは、政府による所得再分配が貧困立をどの程度減らすかが示されるものであり、日本はこの数値が OECD 諸国の中最も低い。2005 年の数字にはなるが、労働年齢人口のうち成人が全員就業する世帯にとっては、貧困削減率がマイナスになっている（大沢：154）。この調査では労働年齢人口の世帯の中から成人全員が就業している世帯（共働き、ひとり親、単身）と、カップルの一人が就業している世帯（大多数が専業主婦世帯）の 2 つの世帯累計を取り出して貧困削減率を確認しているものだが、前者だけがマイナスになっておりマイナス 8.9%となっていた。つまり、国家によって家族だと想定されている異性愛世帯以外所得再分配がうまく機能していないのだ。このように、現在の日本社会において日本型福祉は多くの人にとってプラスに働いているとは言えない。

3. 2. 2 あるべき少子化対策とは何か

ここでは、少子化対策として「伝統的な家族」を維持することが果たして重要なのか、反対に LGBT の理解を広めることなど「伝統的な家族」以外の多様な生き方を認めることが少子化につながってしまうのかについて論じていく。

まず、少子化の原因についてだが、日本における出生率の低下の直接的な要因としては、未婚化や晩婚化の進行と婚姻出生率の低下のどちらが重要であるかが大きな争点となってきた（野々山 2009：348）。そんな中、藤波匠は少子化の原因は非婚・晩婚ではなくなっていると指摘する。非婚・晩婚が少子化の主因であるという主張は根強いとしながらも、藤波は有配偶出生率の変化こそが2016年以降の出生数急減の局面で大きな原因となっているとする（藤波：36-43）。また藤波は、結婚した人の出生率が下がっていることが大きな原因だと指摘すると同時に、「経済的負担感から子どもの数は抑える」といったことが少子化を考える中で一番大きな問題であり、少子化対策を行う本質的な理由だと主張している（藤波：72）。私も、藤波と同様に、婚姻出生率の低下の問題を解決するための経済的な支援が少子化対策として有効だと考える。理由としては、3点ある。第一に、未婚化や晩婚化の問題を解決するための対策は、未婚者全員に有効ではないという点と、結婚した人全てが子供を産むわけではないという点で、少子化の対策として効果が部分的であるからだ。具体的には、内閣府が2011年に行った未婚男性に対する調査（「未婚男性の結婚と仕事に関する意識調査」）によると、30代前半男性の結婚しない理由は、非正規雇用では「収入が十分でなく結婚後に生活していくためのお金に不安があるから」がトップで、49.0%となっている（前田 2018：128）。さらに、結婚について行政に望む支援では、非正規雇用の男性は「安定した仕事に就くための機会の確保」が突出して多く、47.6%となっている。このように、自治体などが行っている婚活支援は、雇用が安定している人の「出会いがない」という問題の解決には役立つかもかもしれないが、非正規で雇用も経済状況も安定してい

ない人にとっては、出会い以前に安定した仕事に就けないことが結婚の障害になっているため効果が期待できない（前田 2018：129）。さらに、別の調査によると、未婚者に対する結婚支援として重要と思うものは何かという質問に対して、20歳～59歳の男女では「給料をあげて、安定した家計を営めるよう支援する」（47.3%）が最も高くなっている（平成25年度「少子化社会対策大綱の見直しに向けた意識調査」：13）。このように、婚活支援サービスは、非正規で雇用や経済状況が不安定な人にとって、有効な対策とはいえない。ここで、経済的な婚姻支援をした場合、効果は部分的でなくなるという意見があるかもしれない。しかし、人々の結婚に対する意識が変わっているため、経済的な支援をした場合も効果は部分的である。NHKによる調査によると、結婚することについて「必ずしもする必要はない」と考える人は、68%であった（荒牧 2019:6）。さらに、未婚者に対して行った別の調査によると、独身でいることに利点ありと答えたのは、男性で83.5%、女性で88.7%であった²⁶。この他にも、39歳以下の結婚する意志のない未婚男女を対象とした調査によると、結婚したくない理由として、1位と2位は「自分の時間を失いたくない」（44.6%）、「異性とうまく付き合えない・恋が面倒」（43.7%）などという、婚活支援によって解決困難な理由が挙げられている。一方、婚活支援によって解決が可能な原因である「適当な相手がない」を理由に選んだ人は、40.1%であった（平成25年度「少子化社会対策大綱の見直しに向けた意識調査」：22）。このように、未婚化や晩婚化を解消するための対策の効果は、未婚者の中でも一部の人にしかな期待できない。こうした点に加え、結婚する人が増えたとしても、結婚した女性が子供を産むわけではないため効果が部分的だ。2015年の調査によると、子供が0人の夫婦は1232組の夫婦のうち6.2%であった²⁶。さらに、同調査によると未婚者で子供の希望数を0人と答えているのは、男性が8.5%、女性が6.9%であった²⁶。よって、伝統的な家族未婚化・晩婚化を解決するための対策は少子化問題解決への効果が部分的であるといえる。

第二に、未婚化や晩婚化が進んでいる場合でも、子育て支援などの対策を取ることで、高い出生率を保っている例があるからだ。例えば、出生率が最も高い沖縄県は、決して未婚率が低いわけではない。沖縄県の未婚率は男性が26.20%と全国平均の23.37%を上回り、全国1位であった。女性の未婚率も、全国平均の14.06%よりも高い16.36%で全国5位である²⁷。他の論文によると、沖縄の中でも全国トップの出生率を誇る多良間村の、診療所の若い男性医師は、出生率が高い理由として①保健所が設置されていること②保育所が充実していること③地域社会で支え合う風習があること、また、地縁に喜びを感じていることをあげている（伊藤 2005:84）。次に、政策対応によって少子化を克服し、出生率を回復

²⁶ 国立社会保障・人口問題研究所，“第15回出生動向基本調査”，国立社会保障・人口問題研究所ホームページ，

http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/gaiyou15html/NFS15G_gaiyo_mokuji.html，2024年1月21日参照，

²⁷ 国立社会保障・人口問題研究所，“人口統計資料集(2021)表12-37 都道府県、性別50歳時未婚割合：1920～1915年”，国立社会保障・人口問題研究所ホームページ，2024年1月28日参照，http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail2021.asp?fname=T12-37.htm。

させたことのあるフランスの例を見ていく。フランス統計経済研究所によると、フランス都市部の男女の平均初婚年齢は1950年では男26.2歳、女23.3歳だったのに対して、2009年には男31.7歳、女29.8歳となっており、晩婚化が進んでいる(船橋2011:210)。こうした中、フランスは家族手当などの支援により、高い出生率を保っている(縄田2009:68)。具体的には、出生率は1994年に1.73となったものの、その後順調に回復し2010年には2.03まで上がった。2015年からは出生率が低下しているが、2019年においても1.87と高い出生率を保っている²⁶。こうしたフランスの例に対して、婚外子や移民が多いために出生率を高く保てられるのだという指摘があるかもしれない。しかし、移民や婚外子の多さと出生率上昇との関係は希薄という指摘がある。例えば、フランス在住外国人諸生の出生率は2004年に3.29と確かに高いが、全体への影響は限定的である。フランス人女性の出生率は1.8だったのに対して、外国籍の女性も加えた全体の出生率は1.9であることから、外国人女性が出生率を押し上げる効果は0.1しかないのだ(河村2013:114)。次に婚外子についてだが、出生率が大幅に低下した70-90年代では婚外子率が激増していること(河村2013:113)、婚外子の数が増え始めたのが1970年代後半なのに対して、出生率が回復し始めたのが90年代という指摘がなされている(岩田2014:168)。以上のことから、未婚化・晩婚化が進んでいたとしても、子育て支援などの対策を行うことで、出生率をあげることができるといえるだろう。

第三に、金銭的な理由から出産を諦めている夫婦が多数存在しているため、金銭的な子育て支援により婚姻出生率を上げることが、婚外子が少ない日本において少子化解決に直結するからだ。例えば、夫婦に理想的な子供の数を尋ねたところ、平均値は2.32人であった²⁶。しかし、実際に持つつもりの子供の数を尋ねると、平均値は2.01人となり、子供の希望数において、理想と現実の間で差が生まれている²⁶。こうした差が生まれる理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(総数56.3%)からである。同調査によると、理想を三人としている夫婦に範囲を縮めて質問した場合、約70%の夫婦が、理想数と予定数の異なる理由に経済的理由を選択している²⁶。これに加え、結婚14年以下の既婚者2961人を対象とした別の調査においても、理想の子供の人数を尋ねる質問に対して2人以上と回答した夫婦が79.6%となっている(夫婦の出産意識調査2015:3)。しかし、ここでも75.0%の夫婦が「2人目の壁が存在する」と回答した。壁を感じた理由として一番挙げられたものは、やはり「経済的な理由」(86.5%)であり、第2位と第3位は「第1子の子育てで手一杯」(43.6%)、「年齢的な理由」(42.2%)となっている(夫婦の出産意識調査2015:4)。このように、既婚夫婦の理想的な子供の人数は、日本の人工置換水準2.07を上回っているものの、多くの夫婦が経済的理由を背景に出産を諦めているのである。つまり、金銭的な子育て支援などを進め、子育てに対する金銭的な負担を減らすことで、婚姻出生率を上げることが期待できる。さらに、先に述べたように、日本は婚外子が全出生率の2.11%と少ない。このことも考慮すると、婚姻出生率の上昇が少子化解決への近道なのである。以上のことより、金銭的な子育て支援を含む対策が少子化対策に有効だといえる。以上のように、私は、子育て支援や金銭的な支援など、婚姻出生率の低下の問題を解決するための対策が少子化対策として有効だと考える。

4. 真に変えるべきは「伝統的な家族観」なのか

第3章まで「伝統的な家族観」に焦点を当てて論じてきたが、第4章では真に変えるべきは「伝統的な家族観」なのかについて論じていく。

4. 1 「伝統的な家族」を維持することが真の目的なのか

第3章では、「伝統的な家族」以外の多様な生き方を認めない理由とそれに対する批判をおこなった。ここでは、「伝統的な家族観」を維持したい人びとが本当に「伝統的な家族」というイデオロギーを純粹に信仰し、維持したいと思っているのかについて考えたい。私は「伝統的な家族」自体に固執しているのではなく、差別的な社会構造を維持するために「伝統的な家族」が都合の良いためこだわっているのだと考える。別の言い方をすれば自分たちが得をする社会構造を維持することが第一の目的であり、そうした差別構造を作り出す際に適しているのが「伝統的な家族」や「伝統的な家族観」なのではないか。

ここまで「伝統的な家族」と性的マイノリティ差別、女性差別などとの結びつきを見てきたが、女性差別を例にとって考えてみよう。先ほど確認したように、明治政府が家父長制的な考えを浸透させたことにより、家の中では父が最も偉く、男は外、女は家で夫のサポートをするといった性別役割分業をはじめとする女性差別が生まれた。それと同時に、家族を大事にすることや、家族は互いを支え合うというように、ある種の暗黙の了解のような意識も社会に浸透していった。おそらく、多くの人は「家族は助け合うべき」や「家族の絆を大事に」という考えを全面的に否定しにくい。この否定のしにくさの正体こそ「家族の絆」と言うぼんやりとした意識なのだろう。

こうして「伝統的な家族観」を社会全体に浸透させることにより、男女雇用機会均等法などの男女の平等を示す法律が成立し施行したとしても、家庭内の福祉的機能を家族（≡女性）に押し付けたり、採用側に都合の良い駒として使われたりと、社会の中で女性が課される負担を大きくすることが可能になる。本来は差別の構造を作り出し搾取していることに対して批判が向くべきだが、「伝統的な家族」がそうしたことを隠してしまっているのだ。「伝統的な家族観」自体が差別の根っこ付近にあることには変わりはないが、真に変えるべき対象は「伝統的な家族観」ではなく、「伝統的な家族観」によって差別構造を作り出し維持していることであるはずだ。

4. 2 我々がすべき行動とは何か

それでは、「伝統的な家族」という名のもとで差別構造が維持されている社会において、我々はどうのように生き、行動し社会を変えていけば良いのだろうか。

社会を変える行動はいくつかあるが、政治を変えるための「選挙」はその一つだ。選挙に出る際、出馬する人は所属の党に沿った選挙公約を掲げている。公約を見ると政党によってかなり異なっていることが分かる。公約を読んで自身の考えにあった党に入れるのも良いだろうし、当選させたくない立候補者と競る人に投票するのも良いだろう。選挙は有

権者にとっては一番手軽にできる政治参加だと言える。第 1 章では LGBT 理解増進法案について詳しく述べたが、2023 年に立憲、社民、共産の 3 党の議員数が多ければ、後退した法案は通らず結果が変わっていたかもしれない。当然のことだが、自分の考えにあった議員が多くいればいるほど、自分の考えに近い、希望に近い政治が行われる可能性が高くなる。そのため、社会を変える行動の一つとして選挙は有効だと言えるだろう。

だが、ここで自分 1 人が選挙に行くことに影響力などないと感じる人がいるかもしれない。実際、投票について友人と話すと「私の一票なんかで」というような発言をよく耳にする。「どうせ変わらないし、面倒だから行かなかった」。これは私が友人に選挙行った？と聞いた時に返ってきた答えだ。確かに、何万票という世界であるため、自分の一票がちっぽけだと感じてしまうのも無理はない。しかし、本当にそうであろうか。実際に過去の選挙データを見て確認してみよう。

ここでは、総理大臣連続在任最長の安倍晋三の選挙結果を用いて検討してみたい。2021 年衆議院議員選挙の山口 4 区の選挙結果を見てみると²⁸、安倍晋三 80,448 票、竹村克司 19,096 票、大野頼子 15,836 票となっている。投票数を 100%としてその比率を見ると、安倍 69.7%、竹村 16.6%、大野 13.7%となっており確かに安倍の圧勝である。しかし、有権者全体で見ると安倍の支持率は高いとは言えない。具体的には、4 区の有権者は 244,858 人、投票率は 48.64%となっており、有権者全体を 100 と見ると安倍に投票していたのは全体の 32.9%となる。115,380 人が投票しており、129,478 人が投票していないこの選挙において、竹村と安倍の差は 61,352 票。つまり、選挙に行っていない人の約 47%の人が選挙に行き、竹村氏に投票すれば安倍氏さえも落選させることができた計算になる。もちろん、現状の投票率から考えて非現実的な想定ではあるが、選挙無双に見える候補者がいたとしても無党派層が投票に行くことでその構図は崩せるのである。

繰り返しになるが、自分の一票なんかでという思いが出てきてしまうのも分かる。しかし、そうした一人一人が投票に行くことで徐々に変わっていくのではないだろうか。また、自分の投票した人が当選しなかったとしても、投票行動は無駄ではない。なぜなら、それだけ支持者がいる、その人の公約に共感している人がいるということを示すことになるからだ。

4. 3 政治が変われば良いのか

第 2 節では、政治の変化と社会の変化を結びつけて考え、社会を変える行動のひとつとして選挙を挙げた。しかし、ここで立ち止まって考えてみよう。政治が変われば本当に良いのだろうか。もちろん、法律が整備されれば社会はある程度変わるように思える。だが、本当にそれで問題の根本は解決するのだろうか。ここで想像してみたい。仮に LGBT 理解増進法が理念法ではなく、罰則規定のついた法律だったとして無事成立したとする。この法律の成立によって何が差別なのかが示されることにより、一定の効果は期待できると考える。しかし、LGBT への差別の根本にある「伝統的な家族観」というものを社会か

²⁸NHK 衆院選 2021 開票速報 <https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/shugiin/2021/35/>
(最終閲覧 2023 年 12 月 10 日)

ら取り除くことはできないのではないか。今回、差別の根本に「伝統的な家族観」があると仮説を立てて論じている私も、父と母と一緒に暮らしている。これはいわゆる「伝統的な家族」に近い家族形態であるが、私はほとんど何の意識もせずに暮らしており、現在の暮らしが差別構造に加担していると感じることは難しい。社会を変える時に大きな壁となるのは、それまで無意識うちに取っている行動や染みついた生き方だ。差別は時に「動く歩道」に例えられるが、何も意識をしていないとどんどん差別する側に移動してしまう。つまり気付かぬうちに差別構造の維持に加担してしまうのだ。

小熊は現代において「『社会を変える』というのは、所属している『われわれ』によって違う」と述べ、「現代では『われわれ』がばらばらになって、島宇宙のように乱立しているので、これを変えれば社会が変わる、というものがなかなか見つからないと指摘する（小熊：434）。だからこそ私は、それぞれが自分の目指す社会は何か、自分がどう生きたいのかということを主体的に考え続ける、追いつけることが大切だと考える。

小熊は「社会を変えるには、あなたが変わること。あなたが変わるには、あなたが動くこと。」とも言っている（小熊：502）。論文でここまで見てきたように、日本社会には複雑な差別構造が組み込まれている。こうした社会の中で差別に加担しないようにするには、自分の生きている世界を常に疑い、自分の目指す社会を考えるだけでは足りないはずだ。自分が当たり前とする社会や理想の社会にも差別が潜んでいるのではないかと疑い続けることが大事なのではないか。次の第5章では、暫定で私が考える我々が目指すべき社会について、論じていきたい。

5. 我々が目指すべき社会

5. 1 シングル単位の社会へ

ここまで、伝統的な家族に対する批判などを行ってきた。では、どのような社会を理想として目指していけば良いのか。私が思う目指すべき社会とは、「誰もがどのような生き方を選んでも生きやすい社会」である。今回は伊田広行のシングル単位制度と荒川和久の接続するコミュニティという考えを元に私が現時点で考える目指すべき社会とは何かについて論じていきたい。

5. 1. 1 シングル単位の社会保障

ここでは、伊田広行のシングル単位社会への考えを元に論じていく。伊田によれば、シングル単位の社会保障の考え方のポイントとして以下のように述べている（伊田：137）。

個人として、社会に強制された役割に自由に制限されることなく、自由に生きる権利がある。それを満たすために家族という中間組織を通さない〈国家-個人〉関係で制度設計する。つまり家族を持っても持たなくていい、家族員に解除お義務を特別に貸さない、そして離婚しても独身でもどんな生き方を選んでも損をしないような平等な社会保障制

度を作る。そのとき鍵となる重要な点は、「弱者」とみなされてきた人の主体性、自己決定権を尊重すること、性役割という強制を解体する点である。個人単位社会では、親の子への、子の老親への、また夫の妻への家族扶養義務をなくすこととなる。皆が働いているから、家事労働の分担という点では、今の日本よりずっと男女平等家事負担の基盤が広がる。社会保障は、このことに結びついて、女性の役割として家庭内で弱者の面倒を見させるのではなく、公的に育児や介護などを権利として当事者に保障し、育児や介護を社会的労働として正当に評価するのである。

このような伊田の唱えるシングル単位論の社会保障が導入されれば、ここまで見てきた伝統的な家族観、家父長制、日本型雇用、日本型福祉社会など差別を温存してきた構造が解体可能となる。シングル単位の社会保障が導入されることで変わることとしては、高齢者介護の賃労働化、子どもの権利としての保育制度、親子の関係のシングル化、社会保険（年金・健康保険）の個人単位化、子ども・学生の自立支援、相続税の廃止と贈与税への一本化、扶養控除の廃止などが挙げられる（伊田 137-154）。

5.1.2 所属ではなく接続するコミュニティへ

第1項において、伊田のシングル単位の社会保障について見てきたが、ここではコミュニティのありかたについても考えてみたい。第1章のように社会保障が個人単位のものになったとしても、コミュニティのあり方や周囲の人との関係が今と変わらないのであれば、真にシングル化した社会と言えないと考えるからだ。例えば、子どもの自立支援について考えてみよう。自立のために親の口座ではなく子供の口座に直接金銭的な支援が行われたとする。この時、母子の関係性が変わっていなかった場合、子供の口座を母親が管理しようとする親子が一定数現れると私は考えている。一家分の支援金が父の口座にまとめて振り込まれることから比べると、制度が変わっただけでも大きな変化に思われる。だが、やはり社会を真に変えるためには制度の変化に加えて、環境の変化が重要になってくるはずだ。ここでは、荒川和久のコミュニティ論を参考に、目指すべきコミュニティのあり方について述べていきたい。

まず、荒川のコミュニティ論を軽く整理する。荒川は、「地域」「職場」「家族」という3つのコミュニティを代表的な「所属するコミュニティ」と位置付け、それらが崩壊または縮小していることを指摘する。また、「所属するコミュニティ」は永続的ではないとして「頼れるのは家族しかいない」など特定のコミュニティに依存することに警鐘を鳴らしている。こうした社会に対して荒川が提案するのが「接続するコミュニティ」だ。荒川によれば「接続する家族」とは「必要に応じて、場面に応じてつながり、自分のできる範囲で、助け合える」コミュニティを指す。「所属するコミュニティ」が「居場所」としての安心を感じる場所であるならば、「接続するコミュニティ」は出ていく目的地の「出場所」としての刺激がある（荒川：157-170）。

では、こうしたコミュニティのあり方はいかにして可能か。その一つとして、コレクティブハウスがあげられる。各人が自室を持ちながらも共同スペースでの交流を行う。コレクティブハウスの居住者の声に「血はつながってないけれど、自分たちのパパママ以外にもたくさんのじいじばあばたちに囲まれて、兄弟みたいに暮らしている」というものがあ

る²⁹。こうした血縁に縛られない関係性は一種の接続するコミュニティのあり方を示しているものでもあるだろう。

5.1.3 あるべき社会の構想

ここまで社会保障のシングル化と、コミュニティの変化という二つの提案をしてきた。第3節では、こうした社会はどのようなものになるのか考えていきたい。5章で見てきたような変化が起きたら社会はどのようなのだろうか。私は、社会保障やコミュニティの変化によって、現在不利益を被っている人々の抱える問題が軽減され、どのような生き方をしても生きやすい社会に近づくと考える。

例えば、義母の介護と育児も重なり外で働くことができず金銭的に夫に頼っているAさんがいるとする。新しいコミュニティにおいては、必要に応じてコミュニティ全体で子供を育てる意識があるため育児の負担は軽くなる。また、介護は身内であったとしても有償労働と見なされるため、介護した場合Aさんには賃金が発生する。義母がAさんによる介護を嫌がった場合でも、義母は直接支給された手当を用いてヘルパーさんを自分の意志で雇うことができる。介護においてAさんが前者を選んだ場合は、介護による収入を手に入れることができるし、後者の選択をした場合でもAさんは家庭内の無償労働に縛られることなく、外で働くことが可能になる。また、個人単位になり配偶者控除も関係なくなるため、制限をかけて働く必要もなくなる。こうした生き方が可能になると、Aさんが何かやりたいことを見つけた時に挑戦できるだろうし、夫婦の仲が険悪になりAさんが別れたいとなった時に金銭的な面で言い出すことを躊躇することもなくなるだろう。このように、世帯単位から個人単位に変わることによって「家族だし義母の介護をしなちゃいけない」「夫が働いてくれているから介護や育児、家事は私がやらなきゃいけない」という家族観によって生み出された思い込みもなくなるはずだ。そうすると、Aさんの意思決定がよりAさんの素直な気持ちに従って行うことができるようになるのではないだろうか。

Aさんの他にも、法律婚が嫌で事実婚がいいカップル、ひとりで生きていきたい人、2人ではなく3人で関係を築きたいポリアモリーの人など、それぞれの希望する生き方を選択しやすくなるはずだ。このように一人一人がそれぞれの生き方を選択していけば、社会は色々な生き方をする人に溢れるはずだ。「どのような生き方をしても生きやすい社会」こそ、私の考えるあるべき社会である。

5.2 我々のすべきこと

我々のすべきことはなんだろうか。それは、論文全体で確認してきたように、日本の社会そのものに差別構造が埋め込まれており、気付かぬうちに差別構造に加担してしまう可能性を自覚することだ。そうした上で、第5章の中で確認した新しい生き方、つまりこれまでの「伝統的な家族」とは切り離された新しい生き方を考え、模索し、実践していくことだと考える。もちろん、個人単位の社会保障の実現に関しては、政策の話になってきて

²⁹ 「よくある質問/居住者の声」株式会社コレクティブハウス

<https://www.collectivehouse.co.jp/kankanmori/voice.html> (2023年12月14日最終閲覧)

しまうため、すぐに行動に移せるものではない。しかし、紹介したコレクティブハウスはやろうとすればできる実践の一つである。血縁によらない繋がり。これはまさに接続するコミュニティだ。コレクティブハウスの実践について「やろうとすれば」と書いたが、これこそが何かの問題について考え、解決に向けて動くときに大事な気がする。人それぞれ人生があり悩みがあるため、言い切れないのだが、おそらく多くの方は今の暮らしを続ける方が楽だと感じるのではないだろうか。このような論文を書いておきながら私もコレクティブハウスに1ヶ月後引っ越してと言われても少し躊躇してしまう。シングル単位の社会保障、接続するコミュニティの実現と論じておきながら、現実的ではないのではないかと感じる時も多い。何かを変えたいと思った時、私に限らず皆こうした気持ちを持っているはずだ。確かに、私がコレクティブハウスに入居したからと言って世の中のコミュニティのあり方が変わるわけでもない。しかし、小熊も言うようにまずは自分から動き出して変わっていかなければならない。

最後になるが、我々のすべきこととは当たり前の社会を疑い差別に加担しないようにすることと「無理かもしれないがとりあえずやってみる」という気持ちで行動することだと私は思う。「どのような生き方を選択しても生きやすい社会」の実現は非現実的に思えるかもしれないが、自分から積極的に動いて常に生き方を模索していくべきだろう。

おわりに

仮説を立てた通り、日本社会における差別の多くに「伝統的な家族」が関係していることが確認できた。しかし、論文を書く前は「伝統的な家族観」、そして自民党さえ倒しさえすればと考えていたが、実際に調べたり考えたりしながら書いていくと、自民党を倒しただけでは解決する問題でないことに気がついた。表面的なところではなく、もっと深いところに問題の根があることに気づけたため、今後は政治任せではなく積極的に自分が行動する必要性に気付かされた。

残された課題としては、第5章のシングル単位の社会の実現の方法を考えることである。やりたいことが多くテーマがなかなか定まらず、最後まで書き悩み内容に満足できていない。もう少し計画書を早めに固めるべきだったと反省している。また最終稿の書き直しにおいても最後の章まで手が回りきらなかったことが反省として残る。今後は、とりあえずやってみると言う精神で、自分自身の生き方を見つめ、人生を切り開いていきたい。

参考・引用文献

- 荒牧央, 2019, 「45 年で日本人はどう変わったか(1)~第 10 回「日本の意識」調査から～」『放送研究と調査』69(5):2-37.4.
- 荒川和久, 2023, 『「居場所がない」人たち：超ソロ社会における幸福コミュニティ論』小学館.
- 伊田広行, 1998 α , 『シングル単位の恋愛・家族論：ジェンダー・フリーな関係へ』世界思想社.
- , 1998 β 『シングル単位の社会論：ジェンダー・フリーな社会へ』世界思想社
- 一般財団法人 1more Baby 応援団「主婦の出産意識調査 2015」, <https://www.1morebaby.jp/release/2015/0528.pdf>.
- 伊藤文雄, 2017, 「イデオロギーとしての『家族』と本格的な『家族政策』の不在『国家がなぜ家族に干渉するのか—法案・政策の背後にあるもの』所収, 青弓社.
- 伊藤わらび, 2005, 「沖縄県多良間村の子育て環境—我が国最高の出生率を有する島の暮らしと文化—」『十文字学園女子大学院現生活学部紀要』(3)63-88.
- 岩田一政, 2014, 「人口回復」日本経済新聞出版社.
- 上野千鶴子, 2020, 『近代家族の成立と終焉 新版』岩波書店.
- , 2023, 『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平—』岩波書店.
- 大沢真知子, 2018, 「税・社会保障制度におけるジェンダー・バイアス」『学術の動向』23(5)、p.22-26.
- 大沢真理, 2015, 「逆機能を解消して機能強化を」
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/20114603.pdf>.
- 落合恵美子, 2021, 『21 世紀家族へ：家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣.
- 小熊英二, 2012, 『社会を変えるには』講談社.
- , 2019, 『日本社会のしくみ：雇用・教育・福祉の歴史社会学』講談社.
- 神谷悠一, 2022, 『差別は思いやりでは解決しない：ジェンダーや LGBTQ から考える』集英社.
- , 2023, 『検証「LGBT 理解増進法」SOGI 差別はどのように議論されたのか』かもがわ出版.
- 河村真央, 2013, 「フランス女性と出産・育児・仕事：何が高出産率を支えているのか」『仏語仏文学』31:101-130.
- 公益財団法人 納税協会連合会, 2023, 『マンガと図解 新 暮らしの税金百貨 2023▶2024』清文社.
- 厚生労働省, 2015, 「厚生労働白書」.
- 厚生労働省「女性の活躍推進が求められる日本社会の背景」, https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000051535_1.pdf.
- 厚生労働省, 2022, 「結果の概要（令和 4 年（2022）人口動態統計月報年計（概数）の概況）」, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai22/dl/kekka.pdf>.

- 首藤若菜, 2013, 「男性稼ぎ主モデルと女性労働」『社会政策』5(1),p.152-164.
- 筒井淳也, 2022, 『結婚と家族のこれから：共働き社会の限界』光文社.
- 堤静子, 2011, 「少子化要因としての未婚化・晩婚化--都道府県コーホートによる分析」
『季刊社会保障研究』47(2), 159-174.
- 内閣府, 2013, 「平成 25 年度『少子化社会対策大綱の見直しに向けた意識調査』 報告書」,
内閣府, https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h25/taiko/index_pdf.html.
- 内閣府, 2016, 「平成 28 年度税制改正 参考資料」,
https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h28/zei/zeisei_shiryoh28.pdf.
- 内閣府, 2020, 「少子化社会対策大綱」.
- 内閣府, 2023, 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の
増進に関する法律」<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/law/pdf/jobun.pdf>.
- 中村敏子, 2021, 『女性差別はどう作られてきたか』集英社.
- 縄田康光, 2009, 「少子化を克服したフランス--フランスの人口動態と家族政策」『立法と調
査』(297):63-85.
- 日本年金機構, 2014, 「国民年金の第 3 号被保険者制度のご説明」
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140627-01.files/03.pdf>.
- 野々山久也, 2009, 「論点ハンドブック 家族社会学」世界思想社.
- 早川タダノリ, 2018, 『まぼろしの「日本的家族」』青弓社.
- 船橋 恵子, 2011, 「フランス家族—新しい絆（きずな）を模索する社会—」『家族社会学研
究』23(2):209-218.
- 堀勝洋, 1981, 「日本型福祉社会論」『季刊社会保障研究』17(1)p.37-50.
- 堀内京子, 2018, 「税制と教育をつなぐもの」『幻の「日本的家族」』所収, 青弓社.
- 前田正子, 2018, 「無子高齢化 出生数ゼロの恐怖」岩波書店.
- 松田茂樹, 2013, 「市区町村の少子化対策に関する調査」『Life design report = ライフデザ
インレポート』(206):4-15.
- 八木秀次, 2011, 「『家庭基盤の充実』政策で国家崩壊の危機乗り越えよ」, 平和政策研究所,
https://ippjapan.org/pdf/Opinion000_HYagi.pdf.
- 山口智美・斉藤正美, 2023, 『宗教右派とフェミニズム』, 青弓社.
- LGBT 法連合会, 2023, 『SOGI をめぐる法整備はいま—LGBTQ が直面する法的な現状と
課題—』, かもがわ出版.

図表

表1 LGBT理解増進法案をめぐる4つの案について、主な修正点を比較した表³⁰

	超党派合意案 (立憲・社民・共産)	与党修正案 (自民・公明)	維新国民独自案 (維新・国民)	自公維国再修正案 (自民・公明・維新・国民)
定義	性自認	性自認 →性同一性	性自認 →ジェンダーアイデンティティ	
基本理念	差別は許されない	差別は許されない →不当な差別はあってはならない		
調査研究	調査研究を推進	調査研究を推進 →学術研究を推進		
教育	学校設置者の努力	学校設置者の努力 →項目名を削除し、内容を「事業者等の努力」に移動	学校設置者の努力 →項目名を削除し、内容を「事業者等の努力」に移動 「保護者の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育」を追加	学校設置者の努力 →項目名を削除し、内容を「事業者等の努力」に移動 「保護者の理解と協力を得て行う心身の発達に応じた教育」を追加 →「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ教育」を追加
民間支援	民間団体等の自発的な活動の促進		民間の団体等の自発的な活動の促進 →削除	
留意			「すべての国民が安心して生活することができるよう留意する」を新設	「すべての国民が安心して生活することができるよう留意する」 「この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定する」を新設 ※指針は行政、学校、企業など全ての施策に影響する

³⁰ 松岡宗嗣のYAHOO! JAPAN ニュース、松岡宗嗣「もはや『LGBT理解抑制法』与党と維国の再修正案衆院内閣委員会で可決」

<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/22ccad3cd9c5380dc6e03d4f439bd5df9e370fd2>(最終閲覧11月9日)